

令和 3 年第 10 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和3年10月7日(木) 午後3時00分から午後3時35分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階第2会議室

3 出席委員(8名)

会 長	8番	大野 久男
会長職務代理者	7番	朝倉 友子
委 員	1番	芝野 茂
	2番	長谷川 貴子
	3番	杉田 裕
	4番	小川 博
	5番	岩井 秀喜
	6番	鈴木 薫

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認  
について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配  
分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地使用貸借権の合意解約の通知について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 小川 浩昭

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 出席農地利用最適化推進委員(5名)

日暮 秀男 竹本 昌男 麻生 洋 藤崎 敦之 加藤 昌宏

---

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（湯浅実）

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和3年第10回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、6番 鈴木薫委員、7番 朝倉友子委員にお願いします。

---

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と青木氏を指名します。

---

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、議案第1号整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所については2ページを、土地の利用計画は3ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字前新田 地目は登記簿・現況共に畑、面積は1,423㎡です。

譲渡人・譲受人はご覧のとおりです。

本件は、農地の転用を伴う所有権の移転を目的として、農地法第5条の許可を申請したもので、転用事由は建売分譲住宅を6棟建築するものになります。

それでは農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご報告いたします。

まず、申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農振農用地ではありません。現地は、市街地近郊農地で、JR安食駅から南へ350メートルの位置にあり、市街地

として発展する可能性があり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地（a）に該当すると判断いたします。第2種農地の場合、申請地に代えて他の土地を供することで、事業の目的を達成できる時は許可しないとされていますが、他に代替できる適当な土地が無いとのことなので問題ないと考えます。

次に、一般基準ですが、同項第3号の申請目的実現の確実性は、申請書に添付されている事業計画書、残高証明書等から問題はないと思われま

す。次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、申請地は畑として利用されていたことから埋立ては行わず事業区域内で整地を行い、申請地と隣接地の境界には型枠ブロックを施し、土砂流出を防止する計画となっています。また、隣接地への日照については影響がないよう建築するとなっています。雨水は、各宅内に雨水浸透柵を設置してオーバーフローした雨水を新設の道路側溝より前面町道の側溝へ流し、汚水及び雑排水は、各宅内に公共汚水柵を設置し新設の公共下水道管を得て、既設の公共下水道管に接続し排水を行うことから、周辺への影響は及ぼさないと判断いたします。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に今回の申請は、農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○3番（杉田裕）

申請地は、市街化区域に近郊する農地になり、現在、耕作がされていない状況でした。また、周辺農地への影響については、事務局から説明のとおり問題ないと思われま

す。○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の日暮さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（日暮秀男）

問題ないと思われま

す。○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第1号整理番号1については、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

---

○議長（大野久男）

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号11までは農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、4ページ、議案第2号について、整理番号1から整理番号11まで一括してご説明させていただきます。

場所については、11ページから28ページまでとなります。

それでは、順次ご説明いたします。

整理番号1 農地の所在が西字壱番割 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,682㎡他9筆で、合計8,652㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が北字押砂埜 地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は2,514㎡他16筆で、合計28,267㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が北字押砂埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は480㎡他11筆で、合計25,710㎡です。

次に整理番号4 農地の所在が北字押砂埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,648㎡です。

次に整理番号5 農地の所在が請方字下請方 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,499㎡他4筆で、合計14,953㎡です。

次に整理番号6 農地の所在が中谷字中谷 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,927㎡他2筆で、合計7,924㎡です。

次に整理番号7 農地の所在が大森字森 地目は登記簿が原野、現況は田、農振農用地で面積は142㎡です。

次に整理番号8 農地の所在が四箇字中耕地 地目は登記簿が墓地、現況は田、面積は13㎡です。

次に整理番号9 農地の所在が長門谷字上 地目は登記簿が池沼、現況は田、農振農用地で面積は105㎡です。

次に整理番号10 農地の所在が北辺田字辺田 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は731㎡他13筆で、合計10,323㎡です。

最後に整理番号11 農地の所在が興津字大久瀨 地目は登記簿・現況共に畑、農

振農用地で面積は1, 120㎡他です。

合計66筆、101, 857㎡となっております。内訳は、請方土地改良区内が78, 092㎡、押付地区内が260㎡、その他が23, 505㎡でございます。

内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は、それぞれ記載のとおりです。

貸付期間については、整理番号1から6までと10、11が令和3年10月20日から令和13年10月19日までの10年となっており、その他は令和3年10月20日から令和21年10月21日までの18年になります。

本件と次の議案第3号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地集積になります。農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものでございます。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により11名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

本来なら1件ずつ採決を行うところですが、今回については、議案第2号整理番号1から整理番号11までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（大野久男）

異議なしとのことですので、議案第2号整理番号1から整理番号11までを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号1から整理番号11までは、原案のとおり決定しました。

---

○議長（大野久男）

次に、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号8までについて、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、29ページ、議案第3号について、整理番号1から整理番号8まで、一括してご説明させていただきます。

場所については、先ほどの議案第2号 整理番号1から5までと同じになりまして、11ページから20ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が西字壱番割 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,682㎡他9筆で、合計8,652㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が北字押砂埜 地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は2,514㎡他16筆で、合計28,267㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が北字押砂埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は480㎡他7筆で、合計21,147㎡です。

次に整理番号4 農地の所在が和田字外下仲耕地 地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は1,022㎡です。

次に整理番号5 農地の所在が和田字外下仲耕地 地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は1,248㎡です。

次に整理番号6 農地の所在が生板鍋子新田字出洲 地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は1,015㎡他1筆で、合計2,293㎡です。

次に整理番号7 農地の所在が北字押砂埜 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,648㎡です。

最後に整理番号8 農地の所在が請方字下請方 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,499㎡他4筆で、合計14,953㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は、整理番号1、2、7、8が1.5俵、整理番号3が1.5俵相当額、整理番号4と5が1俵相当額、整理番号6が1俵となり、期間は令和3年10月20日から令和13年10月19日までの10年となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この8件の借受人については、認定農業者と地域の担い手農家になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

本来なら1件ずつ採決を行うところですが、この案件についても議案第3号整理番号1から整理番号8までについて、一括して採決を行いたいと思っておりますが、いかがで

しょうか。

(異議なし)

○議長 (大野久男)

異議なしとのことですので、議案第3号整理番号1から整理番号8までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号1から整理番号8までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長 (大野久男)

続いて、議案第3号整理番号9について、を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、整理番号9については、長谷川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長 (湯浅実)

それでは、34ページ、議案第3号整理番号9について、ご説明いたします。

場所については、先ほどの議案第2号整理番号6と同じになりまして、21ページをご覧ください。

農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,927㎡他2筆で、合計7,924㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。また、10aあたりの賃借料は1.5俵、期間は令和3年10月20日から令和13年10月19日までの10年となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この借受人については、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長 (大野久男)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長 (大野久男)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号9について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号9については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。長谷川委員は、入室し着席をお願いします。

○議長（大野久男）

続いて、議案第3号整理番号10について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、35ページ、議案第3号整理番号10について、ご説明いたします。

場所については、先ほどの議案第2号整理番号10、11と同じになりまして、25ページから28ページまでをご覧ください。

農地の所在が北辺田字辺田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は731㎡他14筆で、合計11,443㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。また、10aあたりの賃借料は興津字大久湊地先が年額5,000円で、それ以外は1俵となり、期間は令和3年10月20日から令和13年10月19日までの10年となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この借受人については、認定新規就農者になり、栄町が定めた基本構想に照らし、申請された青年等就農計画が適切であり、達成される見込みが確実であることから、令和3年4月9日に認定されたものです。青年等就農計画制度は将来的かつ安定的な農業経営の担い手となることが期待できる者の農業経営の開始を支援することを目的としているものであります。

以上で説明とさせていただきます。

○事務局次長（小川浩昭）

認定新規就農者について補足させていただきます。この借受人の父親は、●●氏になり、水稻とねぎを栽培する営農を目標としていて、現在、北辺田地区の若手認定農業者の下で研修をしていると伺っています。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。議案第3号整理番号10について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号10については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、議案第3号整理番号11から整理番号14について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、36ページ、議案第3号整理番号11から整理番号14までについて、ご説明いたします。

場所については、39ページから44ページまでをご覧ください。

整理番号11 農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,203㎡他3筆で、合計15,207㎡です。

次に整理番号12 農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,094㎡です。

次に整理番号13 農地の所在が須賀字下割、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡他3筆で、合計9,669㎡です。

最後に整理番号14 農地の所在が酒直字落合埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,034㎡他11筆で、合計14,951㎡です。

内容は賃借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アールあたりの賃借料は、整理番号11が1.5俵相当額、整理番号12から14までが1.5俵になり、期間は整理番号11が令和3年10月20日から令和10年10月21日までとなり、整理番号12は令和3年10月20日から令和10年9月19日までとなり、整理番号13は令和3年10月20日から令和10年4月19日までと5月20日までになり、整理番号14は令和3年10月20日から令和20年12月19日までと令和21年9月19日までになります。既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるので、まちまちとなっているものでございます。今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第1号により合意解約がされ、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、農用地の再配分を行なうものです。この借受人については、認定農業者と認定新規就農者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま。

以上で説明とさせていただきます。

○事務局次長（小川浩昭）

認定新規就農者について補足させていただきます。こちらの方も、青年等就農計画が適切であり、達成される見込みが確実であることから、令和3年4月9日に町から認定されております。この借受人の父親は、●●氏になり、水稻と黒大豆を栽培する

営農を目標としていて、現在、請方地区の若手認定農業者の下で研修をしていると伺っています。新たに農業を志す若手の農業者が出てきておりますので、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、温かく見守っていただき支援していただけるようよろしくお願いいたします。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

本来なら1件ずつ採決を行うところですが、この案件についても議案第3号整理番号11から整理番号14までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（大野久男）

異議なしとのことですので、議案第3号整理番号11から整理番号14までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号11から整理番号14までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

---

○議長（大野久男）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、45ページ、報告第1号 整理番号1から整理番号4までについて、ご説明させていただきます。

場所につきましては、先ほどの議案第3号整理番号11から14と同じになりまして、39ページから44ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,203㎡他3筆で、合計15,207㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,094㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が須賀字下割、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡他3筆で、合計9,669㎡です。

最後に整理番号4 農地の所在が酒直字落合埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,034㎡他11筆で、合計14,951㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、転貸人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長（大野久男）

次に、報告第2号 農地使用貸借権の合意解約の通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、48ページ、報告第2号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、先ほどの議案第2号整理番号5と同じになりまして、20ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が請方字下請方 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,499㎡他4筆で、合計14,953㎡です。

貸付人、借受人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、農地法第3条により使用貸借権を設定した農地について、貸付人、借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長（大野久男）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和3年第10回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

---

午後3時35分閉会